平成２４年（家）第１９２５号
本籍神奈川県横浜市南区大岡２丁目725番地、最後の住所神奈川県横浜市戸塚区信濃町1778番地１ロイヤルヒルズ東戸塚704号
不在者　山口　　昭
昭和16年６月23日生
平成25年８月７日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１０７６号
本籍静岡県静岡市葵区新富町２丁目５番地１、最後の住所静岡県静岡市新富町２丁目５の１
不在者　稲葉　五郎
昭和10年７月31日生
平成25年８月15日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第２６３５号
本籍岐阜県中津川市中津川3457番地17、最後の住所愛知県東春日井郡旭町大字本地ケ原字東82番地
不在者　渡邊　秀夫
昭和29年１月28日生
平成25年８月10日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第５号
本籍愛知県犬山市大字犬山字薬師25番地、最後の住所愛知県犬山市大字橋爪字石畑７番地45
不在者　奥野　忠和
昭和23年11月８日生
平成25年８月15日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所一宮支部裁判所書記官

平成２４年（家）第１７６号
本籍滋賀県東近江市五個荘川並町478番地、最後の住所不明
不在者　塚本トミ子
昭和16年６月23日生
平成25年８月13日失踪宣告審判確定
大津家庭裁判所彦根支部裁判所書記官

平成２４年（家）第１４０３号
本籍福岡市中央区春吉３丁目８号30番地、最後の住所福岡市濱小路10番地
不在者　松田　時雄
明治40年２月21日生
平成25年８月８日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第２４９号
本籍福岡県福岡市城南区友丘１丁目954番地８、最後の住所福岡県福岡市城南区友丘１丁目15番19号
不在者　永尾　伸久
昭和26年５月９日生
平成25年８月14日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２５年（家）第６５４号
本籍神奈川県鎌倉市雪ノ下３丁目692番地、住所神奈川県鎌倉市雪ノ下３丁目６番４号
失踪者　大熊　康子
大正12年９月３日生
平成25年８月１日失踪宣告取消審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２５年（へ）第１号
北海道虻田郡京極町字京極138番１
申立人　株式会社パイオニアフーズ
代表者代表取締役　百濟　徳男
権利を争う旨の申述の終期　平成25年８月７日
平成25年８月14日　旭川簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＨＡ01910
金額　902,244円
支払期日　平成25年５月31日
支払地　北海道上川郡美瑛町
支払場所　株式会社北海道銀行美瑛支店
振出日　平成25年３月25日
振出地　北海道上川郡美瑛町
振出人　びえいフーズ株式会社　代表取締役　福井　　努
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１４号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋３丁目33番地
申立人　有限会社トクシュ技研
代表者代表取締役　土川　清海
権利を争う旨の申述の終期　平成25年８月９日
平成25年８月15日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＴ75081
金額　2,088,000円
支払期日　平成25年５月５日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三重銀行名古屋駅前支店
振出日　白地
振出地　名古屋市
振出人　ヒノキブン株式会社　代表取締役　酒井　文和
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２５年（へ）第１５号
愛知県稲沢市井之口本町166番地
申立人　川正こと　川口　正春
権利を争う旨の申述の終期　平成25年８月13日
平成25年８月15日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＩＹ79459
金額　345,000円
支払期日　平成25年７月31日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行名古屋港支店
振出日　平成25年３月11日
振出地　名古屋市
振出人　大日本木材防腐株式会社　代表取締役　鈴木龍一郎
受取人　名光建設株式会社
裏書人　名光建設株式会社　代表取締役　坂本　光司
被裏書人　白地
最終所持人　申立人

破産手続における包括的禁止命令

平成２５年（フ）第７２９４号
東京都中央区築地５丁目２番１号
債務者　株式会社内七
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年８月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７８号
東京都港区赤坂１丁目11番28号
債務者　株式会社アクアキャスト
主文　本件につき、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成25年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続における保全管理命令

平成２５年（フ）第７２９４号
東京都中央区築地５丁目２番１号
債務者　株式会社内七
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　平山　隆幸
平成25年８月21日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９７８号
東京都港区赤坂１丁目11番28号
債務者　株式会社アクアキャスト
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　櫻井喜久司
平成25年８月20日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５０号
北海道岩見沢市志文本町２条５丁目２番９号
債務者　株式会社マルタカ高橋土建
代表者代表取締役　高橋　慶裕
１　決定年月日時　平成25年８月23日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　佑介
４　破産債権の届出期間　平成25年９月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月29日午前10時
札幌地方裁判所岩見沢支部